

長崎梅毒病院医師 G・B・ニュートンの死

深瀬泰 旦

イギリス海軍軍医 ニュートン George Bruce Newton は、明治四年五月二十四日(西曆一八七一年七月十一日)に長崎のオクシデンタルホテルにおいて急死した。わずか四十一歳であった。長崎梅毒病院をめぐる現地の人びと、とくに遊女の抱え主との対応に心身をすりへらしての結果であることはまちがいない。ニュートンの死と、それに続く日本政府の対応を当時の外交文書からひろってみたい。

外務省の外交史料館に『横浜兵庫長崎梅毒病院英国海軍医官監督一件』(四巻)が収蔵されている。明治二年七月二日から同十四年十一月十五日までの一二年間にわたり、これら三港の梅毒病院にかかわったイギリス海軍軍医の動向について記した文書である。中央官庁である外務省や大蔵省と、三港の所在地である神奈川県や兵庫県、長崎県の

各県庁との間に交信された文書と、イギリス公使館と外務省との間に交換された公式文書が含まれている。目録が付されているものの、複数の同一内容の文書や、下書と思われる文書なども含まれ、実際に付された番号より、数多くの文書が収録されている。

当時長崎においては、ニュートンに対する非難や誹謗の言辞が流布されており、これに対してイギリス側は再三にわたってこれの打ち消し方を要請していた。

長崎梅毒病院設立の当初から現地の遊女屋側とニュートンとの間には、検梅の方法について真っ向から意見の対立があった。梅毒に罹患している遊女に対してのみ検梅を行って治療を受けさせるが、健康な者まで検梅をしているのは不合理きわまるというのが、遊女屋側の一致した意見であった。一方ニュートンはこれとまったく反対の立場で、すでに罹患している遊女だけを対象とするのではなく、感染を未然に防ぐために検梅が絶対に必要であったのである。

さらに梅毒病院の運営資金の調達を命ぜられた遊女屋仲

間は、その金額があまりに膨大であったために（年間六千両あまりといわれている）、その上納についても頑強に抵抗した。間に入った長崎県は検梅の方法においても、経済的問題においてもかなりの譲歩を示したので、ニュートンの立場はいよいよ不利になり、遊女側の非難を一身に受けざるをえない立場においこまれた。

このような背景によって、ニュートンに対するいわれなき非難や誹謗を内容とする「流言」が、流布されるに至ったのであろうと考えられるが、この流言がどのような内容であるか、外交文書には具体的に記載されていない。しかしニュートンにとって不名誉な内容とはどう考えていられない。日本とイギリスの外交当局のトップにあるものが、公文書をもってこのような申し入れを行い、しかも再三にわたってこれが行われているということは、ことが「流言」という内容だけに、かなり異例であるといわなければならない。

古賀十二郎の『西洋医術伝来史』には、「ドクトル・ニュートンの功労を永久に伝ふ可き記念碑らしいものは、

長崎に於て建設せられなかつた。また、その遺族へ何程の金員が給与されたか、一向に判明しない」とあるが、事實はニュートンの死後、遺族に対して金一千元が下賜された。

ニュートンに慰勞金を贈らうと発議したのは、神奈川県である。明治四年七月十一日づけの書類は、「ニュートン生存中之給料壹ヶ月二八〇ドル三セント、三ヶ月あわせて八四二ドル四九セント、およそ一千ドル」ではいかかであるうか、という内容である。一ヶ月の給料とは、イギリス海軍医官としての俸給と思われるが、なぜ三ヶ月分を計上したのかは不明である。

外務省から大蔵省への照会書類には、「ニュートン一ヶ月給料ニテ八十弗ニ見積、辰十一月ヨリ当未四月迄月数三十一ヶ月、合高洋銀八千六百八拾弗」との下げ札がみられる。これらの数字を勸案し、最終的には金千円が英貨になおして支給された。

ニュートンは自国の将兵の健康維持のためにイギリス海軍から派遣された軍医であつて、明治政府とは直接雇用関係にはない。自国軍隊の性病予防を目的として設立された

梅毒病院の医師として、主として遊女の梅毒の予防や治療という形でわが国の医療に関与した。この院長職に対して日本側から俸給を支払うことなく、イギリス海軍軍医としての立場を堅持して出向という形をとっていた。このような立場を考えると、ニュートンの死にさいして明治政府の対応は、はなはだ手厚いものであったといつてよいであろう。さきに述べた長崎での中傷や誹謗に対する陳謝の意味も含まれているといえよう。

(東京慈恵会医科大学・順天堂大学医学部)

ブライト氏病の日本への最初の紹介 について

会 田 恵

英国のガイ病院 R・ブライト医師(一七八九—一八五八)が有名な Reports of Medical Cases をロンドンで出版したのは一八二七年で、この中で指摘された尿蛋白と浮腫を伴う腎臓疾患が、その後、とくに独、仏で長くブライト氏病と称されていた事は、一九世紀前半の臨床医学における不滅の功績としてよく知られている所である。

演者は、まずこのブライト氏病の紹介が、いつ頃に始まったかについてのみ述べ、本症(以下ブライト氏病を「本症」とする)の受容については、尿蛋白の検査実施についての調査を要するので、今回は一、二の例についてのみ述べる。

もっとも早い紹介は、やはり蘭医による講義にみられるのであって、安政四年(一八五七)十一月に開校された長